

令和3年度 部活動規定について

東松山市立北中学校

1. 入部

(1) 自由加入制

(2) 3年間継続を勧める。

原則として、1年時に入部した部活動を3年間継続できるようにする。ただし、諸理由で継続に支障がでた場合、退部や転部を認めている。

<退部・転部の際の手続き>

- ①本人・保護者からの転部（退部）希望が生じた場合、担任と顧問に相談する。
- ②担任から学年全体へ報告する。
- ③部活動主任に報告し手続きをする。

2. 活動場所 部活動名(運動部9 文化部2)

グラウンド	野球部（男子）・サッカー部（男子）ソフトボール部（女子）
テニスコート	ソフトテニス部（男女）
武道館	剣道部（男女）
体育館	バスケット部（男女）、バレーボール部（女）、卓球部(男)、バドミントン部（女）
校舎内	吹奏楽部（男女）、美術部（男女）

※ 4年度募集停止の部活動は、3年度中に検討（2部活減）し、部長会で伝達後に各部で説明する。また、新入生説明会でも連絡する。4年度募集停止予定→バスケット女子・バドミントン
5年度募集停止予定→今後検討

3. 顧問の配属

複数顧問を検討するが、教員総数によりこの限りではない。

※ クラス減により、部活動の活動可能数を少なくする方向で毎年検討を続ける。来年度募集停止の部活動は2学期及び3学期の顧問会で検討し職員会議で決定する。

4. 指導に関する規定

(1) 朝練習 ※当面活動なし

- ①顧問立ち会いのもとで行う。
- ②練習日は月・火・水・木・金の5日間とする。*ただし学校行事等で中止になることもある。
- ③練習時間は7:30～8:10とする。（登校は7:15以降とする。）
 - 8:10に顧問の指導のもと、活動・片付けを完全に終了する。（生徒だけの自主練習は禁止）
 - 着替えが終了して、朝の会の出欠確認に間に合うようにする。
- ④1年生の朝練習への参加は、本入部後とする。必要がある場合は確認をとる。

(2) 昼休みの活動

基本的に、連絡等で集合する以外は活動なしとする。

(3) 放課後練習

- ①練習日は月・火・水・金の4日間とする。
 - ・練習時間は最高で2時間程度とする。
 - ・木曜日は部活動なしの日。ただし、運動部は中体連主催の大会の1カ月前からは校長の許可を得て活動可、文化部は指定のコンクール等の為の活動については校長の許可を得て活動可とする。
 - ・週内で、職員会議・校内研修等による活動のない日がある場合は、木曜の活動を可とする。または週内で入れ替えをする場合がある。
- ②活動終了時刻（最終下校時刻の15分前）を守り、下校時刻（正門を出る）を厳守する。
 - ・各部活動顧問が下校指導をし、校門まで見届ける。
- ③登下校時の服装は、制服または体育着（部活動指定のウインドブレーカーでもよい）
- ④体育館の部活動は、計画を立て、2部制で活動する。（10月～12月は、柔道授業で武道館を全面使用する関係で剣道部の使用あり）

<終了時刻および下校時刻>

	終了時刻	下校時刻		終了時刻	下校時刻
4/1～終業式	5:45	6:00	12/1～終業式	4:15	4:30
9/1～9/30	5:30	5:45	始業式～1/15	4:30	4:45
10/1～10/15	5:00	5:15	1/16～1/31	4:45	5:00
10/16～10/31	4:45	5:00	2/1～2/28	5:00	5:15
11/1～11/30	4:30	4:45	3/1～終業式	5:30	5:45

※新人戦の大会日程が不定期なため、日程が10月に入る場合は、終了時刻を9月に合わせる。

(4) 休日の練習

①原則として土日どちらかを休養日とする。必要があって活動する場合は校長の許可を得る。また、平日にその分の休養日を設ける。

②練習時間

・開始時刻は原則8:00以降3時間程度とし、2部制の場合は、終了時刻を放課後の終了時刻に合わせる。

・練習試合・大会・発表会などはこの限りではない。

③練習試合など校外の活動は、「対外試合の承認願い」を事前に顧問が学校長に提出する。

④各部門ごと、毎月の練習計画を作成し、校長の確認をとるとともに、家庭に配布する。

⑤飲み物については、水筒とする。(大会についてはペットボトルは可)

⑥徒歩通学者の部活動時(条件あり)の自転車通学を認める。

⑦登下校は北門を使用する。(自転車も同)

⑧長期休業中の活動計画及び活動日数は、別に定める。

※必ず顧問立ち会いで活動する。

(5) 活動の中止

①期末テストの3日前、中間テストの3日前から ※中間テストは、終了日午後から活動可

②8月11日から16日及び12月29日から1月3日まで

③その他、特別に定める日(行事の取り組みなど)

※地区大会や県大会等活動する必要がある場合は事前に報告する

5 その他

(1) 荷物は活動場所から見える所に置く。(生徒昇降口には荷物を置かない。体育館の部活は指定された場所に置く。)

(2) 雨天時の室内の練習は、原則として顧問の指導の下、活動場所を決めて行うことができる。

(3) 昼食を摂るため下校後、再登校の際に自転車通学を認めるがヘルメットを着用する。

(4) 弁当は自分の教室で食べる。(一時帰宅し、食事をとって登校可)

(5) 顧問が、活動場所の清掃・施錠の確認をし、下校指導をする。(校門を閉める)

(6) 県大会に出場の部は、活動時間の30分延長を認める。

(7) 新人戦でチームが組める人数に達しない場合、及び人数の減少がみられる、学校として削減対象の部活動は、次年度以降募集停止か廃部または休部となる。入部している生徒は、できるだけ3年生まで開設をするが、できない場合は次年度に転部を勧める。

(8) 創部については、地域や学校側から必要とされ、専門の顧問がいる場合に検討期間1年を経て認められた場合に創部となる。

(9) 夏期休業日の活動は、大会を除き原則21日以内とする。

※関東・全国大会出場の場合はこの限りではない。

(10) 給食のない半日の日は、下校時刻を4:45とし、給食のある日はその月の下校時刻とする。

(11) 部活動活動費については、保護者会を通して承認してもらい、各部単位で集金する。

(12) 外部指導者は、部活動ごとに依頼条件を満たしたうえで申請する。(4月中)

(13) 3年生の進路決定後の、部活動参加について○進路決定に関係し、活動が必要と判断される場合は、校長の許可を取って活動させる。○卒業式後の来校については、一般来校者と同じ対応とする。(土曜・日曜・休日・春季休業において顧問の判断で活動に参加させることができる)

(14) 活動の際には健康管理、衛生管理に努める。(水分補給・うがい・手洗い等)

